

規則番号	規則名
規則第70号	さいたま市福祉事務所長事務委任規則の一部を改正する規則 【平成30年7月19日公布 所管課：福祉総務課】
規則第71号	さいたま市生活保護法施行細則の一部を改正する規則 【平成30年7月19日公布 所管課：生活福祉課】
規則第72号	さいたま市コミュニティ施設条例施行規則の一部を改正する規則 【平成30年7月19日公布 所管課：コミュニティ推進課】
規則第73号	さいたま市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則 【平成30年8月1日公布 所管課：ICT政策課】
規則第74号	さいたま市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 【平成30年9月19日公布 所管課：職員課】
規則第75号	さいたま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に関する利用者負担額を定める条例施行規則の一部を改正する規則 【平成30年9月21日公布 所管課：保育課】
規則第76号	さいたま市福祉事務所長事務委任規則の一部を改正する規則 【平成30年9月27日公布 所管課：生活福祉課】
規則第77号	さいたま市生活保護法施行細則の一部を改正する規則 【平成30年9月27日公布 所管課：生活福祉課】
規則第78号	さいたま市生活困窮者自立支援法施行細則の一部を改正する規則 【平成30年9月27日公布 所管課：生活福祉課】
規則第79号	さいたま市中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則 【平成30年9月27日公布 所管課：生活福祉課】
規則第80号	さいたま市保健事務所長事務委任規則の一部を改正する規則 【平成30年10月4日公布 所管課：保健総務課】

さいたま市規則第70号

さいたま市福祉事務所長事務委任規則の一部を改正する規則

さいたま市福祉事務所長事務委任規則（平成15年さいたま市規則第43号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(生活保護法等による委任事務)</p> <p>第2条 生活保護法（昭和25年法律第144号。以下この条において「法」という。）第19条第4項及び第55条の4第2項（<u>法第55条の5第2項において準用する場合を含む。</u>）の規定により福祉事務所長に委任する事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) 法第55条の4の規定による就労自立給付金の支給及び<u>法第55条の6の規定による就労自立給付金の報告</u>に関すること。</p> <p>(9) <u>法第55条の5の規定による進学準備給付金の支給及び法第55条の6の規定による進学準備給付金の報告</u>に関すること。</p> <p>(10) 法第55条の7第1項の規定による被保護者就労支援事業の実施に関すること。</p> <p>(11) [略]</p> <p>(12) [略]</p> <p>(13) [略]</p> <p>(14) [略]</p> <p>(15) <u>法第78条の2第1項及び第2項の規定による徴収金の徴収</u>に関すること。</p> <p>(16) [略]</p> <p>(17) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p style="text-align: center;">(地方自治法による委任事務)</p> <p>第6条 市長の権限に属する事務のうち、次に掲げ</p>	<p style="text-align: center;">(生活保護法等による委任事務)</p> <p>第2条 生活保護法（昭和25年法律第144号。以下この条において「法」という。）第19条第4項の規定により福祉事務所長に委任する事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) 法第55条の4<u>及び</u>第55条の5の規定による就労自立給付金の支給及び報告に関すること。</p> <p>(9) <u>法第55条の6第1項</u>の規定による被保護者就労支援事業の実施に関すること。</p> <p>(10) [略]</p> <p>(11) [略]</p> <p>(12) [略]</p> <p>(13) <u>法第77条第1項の規定による費用の徴収</u>に関すること。</p> <p>(14) [略]</p> <p>(15) [略]</p> <p>(16) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p style="text-align: center;">(地方自治法による委任事務)</p> <p>第6条 市長の権限に属する事務のうち、次に掲げ</p>

る事務を地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第1項の規定により福祉事務所長に委任する。

(1)～(49) [略]

(50) 生活保護法第77条第1項及び第78条の規定による費用及び徴収金の徴収に関すること。

(51)～(55) [略]

る事務を地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第1項の規定により福祉事務所長に委任する。

(1)～(49) [略]

(50) 生活保護法第78条及び第78条の2の規定による費用及び徴収金の徴収に関すること。

(51)～(55) [略]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

さいたま市規則第71号

さいたま市生活保護法施行細則の一部を改正する規則

さいたま市生活保護法施行細則（平成13年さいたま市規則第81号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(進学準備給付金の支給の申請及び決定)</p> <p><u>第12条</u> 省令第18条の9第1項の規定による進学準備給付金の支給の申請は、<u>進学準備給付金申請書（様式第24号）</u>を福祉事務所に提出することにより行うものとする。</p> <p><u>2</u> 福祉事務所長は、<u>法第55条の5第1項の規定による進学準備給付金の支給について決定したときは、申請者に対して、進学準備給付金支給（不支給）決定通知書（様式第25号）</u>により通知しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(徴収金等支払申出書)</p> <p><u>第13条</u> 法第78条の2第1項又は第2項の規定による保護金品又は就労自立給付金を法第78条の規定による徴収金の納入に充てる旨の申出は、生活保護法第78条の2の規定による保護金品等を徴収金の納入に充てる旨の申出書（<u>様式第26号</u>）を福祉事務所に提出することにより行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">(審査請求書)</p> <p><u>第14条</u> 法に基づく処分についての県知事に対する審査請求は、審査請求書（<u>様式第27号</u>）により行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">(徴収職員)</p> <p><u>第15条</u> [略]</p> <p>2 前項の規定による委任を受けた職員は、徴収金の滞納処分又は滞納処分のための質問、検査若しくは捜索を行う場合においては、徴収職員証（<u>様式第28号</u>）を携帯し、関係人の請求があったと</p>	<p style="text-align: center;">(徴収金等支払申出書)</p> <p><u>第12条</u> 法第78条の2第1項又は第2項の規定による保護金品又は就労自立給付金を法第78条の規定による徴収金の納入に充てる旨の申出は、生活保護法第78条の2の規定による保護金品等を徴収金の納入に充てる旨の申出書（<u>様式第24号</u>）を福祉事務所に提出することにより行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">(審査請求書)</p> <p><u>第13条</u> 法に基づく処分についての県知事に対する審査請求は、審査請求書（<u>様式第25号</u>）により行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">(徴収職員)</p> <p><u>第14条</u> [略]</p> <p>2 前項の規定による委任を受けた職員は、徴収金の滞納処分又は滞納処分のための質問、検査若しくは捜索を行う場合においては、徴収職員証（<u>様式第26号</u>）を携帯し、関係人の請求があったと</p>

きは、これを提示しなければならない。

様式第26号（第13条関係）

[略]

様式第27号（第14条関係）

[略]

様式第28号（第15条関係）

[略]

きは、これを提示しなければならない。

様式第24号（第12条関係）

[略]

様式第25号（第13条関係）

[略]

様式第26号（第14条関係）

[略]

様式第23号の次に次の2様式を加える。

進学準備給付金申請書

さいたま市 福祉事務所長

申請者 住所又は居所
(大学等に進学する者)
氏名

印

進学準備給付金の支給について、次のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 世帯主の氏名 _____
 - 2 大学等に進学する者の生年月日 _____ 年 月 日
 - 3 進学先
学校名 _____
 - 4 進学後の居住先（該当する□にチェックを入れてください。）
 大学等進学前の住宅と同じ
 転居により大学等進学前と異なる住居に居住（居住（予定）地を記載してください。）
居住（予定）地 _____
 - 5 関係書類
 - (1) 入学手続に着手していることが確認できる書類として、以下のいずれか
 - ・入学金を納付したことを証明する書類の写し
 - ・入学金延納（進学後に納付すること）を申請した書類の写し
 - ・入学金等の納付が不要な場合、進学先に提出する誓約書や進学先が発行する入学手続が完了したことを証明する書類等の写し
 - (2) 進学に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書等の写し
 - (3) その他支給決定にあたり必要な書類
- ※ 上記の書類を申請時に準備できない場合については、進学する学校の合格通知書や賃貸借契約時の見積書の写し等を添付した上で、後日、大学等に入学するまでにこれらの書類を提出してください。

- 6 進学準備給付金振込先（大学等に進学する者の口座に限ります。）
金融機関名 _____ 銀行・信用金庫・信用組合・農業協同組合
(該当する金融機関の種類に○をしてください。)
本支店名 本店 ・ _____ 支店（ゆうちょ銀行を除く。）

店 番

--	--	--

 支店（ゆうちょ銀行のみ記載）
預金種類 普通預金 当座預金
(該当する□にチェックを入れてください。)
口座番号

--	--	--	--	--	--	--	--

 (右につめてご記載ください。)
(カ ナ)
口座名義人 _____

※ 上記の支店名・口座番号・口座名義人が確認できる通帳の写しなどの書類を添付してください。

様

さいたま市 福祉事務所長 印

進学準備給付金支給（不支給）決定通知書

年 月 日付けで申請された生活保護法による進学準備給付金を、次のとおり決定しましたので通知します。

1 支給の可否

- 支給
- 不支給

2 進学準備給付金を支給する場合、支給額、支給日及び支給方法

支給額 円
支給日 年 月 日
支給方法

3 不支給の場合、その理由

4 この決定通知が申請書受理後14日を経過した場合、その理由

（備考）

進学準備給付金は、所得税や個人住民税は課されず、国税や地方税の滞納処分による差押えは禁止されています。

（教示）

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、埼玉県知事に対し審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、さいたま市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求をした日（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日）の翌日から起算して50日（50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日）を経過しても裁決がないとき。②決定、決定の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

さいたま市規則第72号

さいたま市コミュニティ施設条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市コミュニティ施設条例施行規則（平成13年さいたま市規則第163号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前					
別表（第6条関係）				別表（第6条関係）					
1～3 [略]				1～3 [略]					
4 七里コミュニティセンター				4 七里コミュニティセンター					
	名称	単位	使用料（1回につき）	備考		名称	単位	使用料（1回につき）	備考
	[略]					[略]			
その他	囲碁	1式	100円		その他	囲碁	1式	100円	
	将棋	1式	100円			将棋	1式	100円	
	<u>陶芸用電気ろくろ</u>	1台	<u>510円</u>						
	陶芸用電気窯	素焼き1回	3,080円			陶芸用電気窯	素焼き1回	3,080円	
		本焼き1回	4,620円				本焼き1回	4,620円	
	[略]					[略]			
備考 [略]				備考 [略]					
5～10 [略]				5～10 [略]					
11 下落合コミュニティセンター				11 下落合コミュニティセンター					
	名称	単位	使用料（1回につき）	備考		名称	単位	使用料（1回につき）	備考
音響・映像設備	音響装置	1式	560円		音響・映像設備	音響装置	1式	560円	
	データプロジェクター	1式	560円			データプロジェクター	1式	560円	
	オーバーヘッドプロジェクター	1式	560円			オーバーヘッドプロジェクター	1式	560円	
	<u>書画カメラ</u>	1台	<u>520円</u>						
	講演台	1式	200円	花台つき		講演台	1式	200円	花台つき

その他	司会者台	1台	100円	
	囲碁	1式	100円	
	将棋	1式	100円	
	可動式展示パネル	1式	1,080円	
	持込電気器具 (1台につき)	1キロワット	40円	1キロワット未満の端数は、切り上げる。

備考 [略]

12 [略]

13 コミュニティセンターいわつき

	名称	単位	使用料(1回につき)	備考
	[略]			
照明・音響・映像	スポットライト	1式	200円	
	音響装置	1式	520円	
	拡声装置	1式	100円	
	電子ピアノ	1台	520円	
	16ミリ映写機	1回	1,080円	研修室のみ
	ビデオデッキ	1台	200円	
	データプロジェクター	1式	560円	
	オーバーヘッドプロジェクター	1式	520円	
	スライドプロジェクター	1台	520円	
書画カメラ	1台	520円		
	[略]			

備考 [略]

14~23 [略]

その他	司会者台	1台	100円	
	囲碁	1式	100円	
	将棋	1式	100円	
	可動式展示パネル	1式	1,080円	
	持込電気器具 (1台につき)	1キロワット	40円	1キロワット未満の端数は、切り上げる。

備考 [略]

12 [略]

13 コミュニティセンターいわつき

	名称	単位	使用料(1回につき)	備考
	[略]			
照明・音響・映像	スポットライト	1式	200円	
	音響装置	1式	520円	
	拡声装置	1式	100円	
	電子ピアノ	1台	520円	
	16ミリ映写機	1回	1,080円	研修室のみ
	ビデオデッキ	1台	200円	
	データプロジェクター	1式	560円	
	オーバーヘッドプロジェクター	1式	520円	
	スライドプロジェクター	1台	520円	
書画カメラ	1台	520円		
	[略]			

備考 [略]

14~23 [略]

附 則

この規則は、平成30年8月1日から施行する。

さいたま市規則第73号

さいたま市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市個人番号の利用に関する条例施行規則（平成27年さいたま市規則第113号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第36条 条例別表第2第34項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。 <u>(1) 児童福祉法第24条第3項の調整又は要請に関する事務 保育を必要とする児童の扶養義務者に係る個人市民税賦課徴収情報</u> (2) [略] (3) [略] (4) 地方税法第15条の5第1項の規定による職権による換価の猶予又は同法第15条の6第1項の規定による申請による換価の猶予に関する事務 <u>第2号</u> に掲げる情報 (5) 地方税法第15条の7の規定による滞納処分の執行の停止に関する事務 <u>第2号</u> に掲げる情報	第36条 条例別表第2第34項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。 (1) [略] (2) [略] (3) 地方税法第15条の5第1項の規定による職権による換価の猶予又は同法第15条の6第1項の規定による申請による換価の猶予に関する事務 <u>第1号</u> に掲げる情報 (4) 地方税法第15条の7の規定による滞納処分の執行の停止に関する事務 <u>第1号</u> に掲げる情報

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

さいたま市規則第74号

さいたま市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（平成13年さいたま市規則第34号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(災害の報告)</p> <p>第4条 実施機関は、その所管に属する職員について、公務又は通勤により生じたと認められる死傷病が発生した場合は、その指定する者に、速やかに報告をさせなければならない。<u>負傷し、若しくは疾病にかかった職員又は死亡した職員の遺族（以下「被災職員等」という。）からその災害が公務又は通勤により生じた旨の申出があった場合も、同様とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(認定及び通知)</p> <p>第5条 実施機関は、<u>前条の規定による報告を受けたときは、認定委員会の意見を聴いてその災害が公務又は通勤により生じたものであるかどうかを認定し、公務により生じたものであると認定したとき又は通勤により生じたものであると認定したときは、書面により、補償を受けるべき者に速やかに条例第4条第2項の規定による通知をしなければならない。</u></p> <p><u>2 実施機関は、前条の規定による報告に係る災害が公務により生じたもの又は通勤により生じたもののいずれでもない</u>と認定したときは、次に掲げる事項を記載した書面により、被災職員等にその旨を通知しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) <u>実施機関の長の職氏名</u> (2) <u>被災職員の氏名</u> (3) <u>傷病名</u> (4) <u>災害発生日</u> (5) <u>公務上の災害又は通勤による災害でない</u>と認 	<p style="text-align: center;">(災害の報告)</p> <p>第4条 実施機関は、その所管に属する職員について、公務又は通勤により生じたと認められる死傷病が発生した場合は、その指定する者に、速やかに報告をさせなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(認定及び通知)</p> <p>第5条 実施機関は、<u>前条の報告を受けたときは、認定委員会の意見を聴いてその災害が公務又は通勤により生じたものであるかどうかを認定し、公務により生じたものであると認定したとき又は通勤により生じたものであると認定したときは、書面により、補償を受けるべき者に速やかに条例第4条第2項の規定による通知をしなければならない。</u></p>

定した理由

(審査の申立ての教示)

第29条 実施機関は、条例又はこの規則に基づく補償に関する通知をするときは、第25条に定めるところにより審査の申立てをすることができる旨を教示するものとする。

第30条 [略]

第31条 [略]

第29条 [略]

第30条 [略]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

さいたま市規則第75号

さいたま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に関する利用者負担額を定める条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に関する利用者負担額を定める条例施行規則（平成27年さいたま市規則第70号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
別表第1（第2条関係）	別表第1（第2条関係）
[略]	[略]
備考	備考
1 [略]	1 [略]
2 <u>支給認定保護者等の市町村民税の所得割額は、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第22条の2、第24条、第26条の2及び第28条の規定の例により算定するものとする。</u>	2 <u>支給認定保護者等が次に掲げる要件を満たす場合において、この表における前年度市町村民税の所得割額は、当該支給認定保護者等を地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦とみなして算定するものとする。</u> (1) <u>前年度市町村民税の賦課期日前に婚姻によらないで母となった女子であること。</u> (2) <u>婚姻をしたことがないこと。</u> (3) <u>婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者がいないこと。</u> (4) <u>地方税法第292条第1項第11号イの扶養親族その他その者と生計を一にする親族で政令で定めるものを有する者であること。</u>
	3 <u>支給認定保護者等が前項第2号及び第3号に掲げる要件並びに次に掲げる要件を満たす場合において、この表における前年度市町村民税の所得割額は、当該支給認定保護者等を地方税法第292条第1項第12号に規定する寡夫とみなして算定するものとする。</u> (1) <u>前年度市町村民税の賦課期日前に婚姻によらないで父となった男子であること。</u> (2) <u>地方税法第292条第1項第12号のそ</u>

3 [略]

4 [略]

5 [略]

6 この表及び前2項の規定にかかわらず、子どもの属する世帯が次に掲げる世帯の場合で、第3階層に認定された場合の当該子ども（第4項第2号及び前項第2号に掲げる子どもを除く。）に係る利用者負担額は、0円とする。

(1)・(2) [略]

7 第4項及び第5項の規定により算定された利用者負担額に10円未満の端数があるときの利用者負担額は、第4項及び第5項の規定にかかわらず、当該端数を切り捨てた額とする。

別表第2（第2条関係）

[略]

備考

1 [略]

2 支給認定保護者等の市町村民税の所得割額は、子ども・子育て支援法施行規則第22条の2、第24条、第26条の2及び第28条の規定の例により算定するものとする。

の者と生計を一にする親族で政令で定めるものを有する者であること。

(3) 前年度市町村民税の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。）が500万円以下であること。

4 [略]

5 [略]

6 [略]

7 この表及び前2項の規定にかかわらず、子どもの属する世帯が次に掲げる世帯の場合で、第3階層に認定された場合の当該子ども（第5項第2号及び前項第2号に掲げる子どもを除く。）に係る利用者負担額は、0円とする。

(1)・(2) [略]

8 第5項及び第6項の規定により算定された利用者負担額に10円未満の端数があるときの利用者負担額は、第5項及び第6項の規定にかかわらず、当該端数を切り捨てた額とする。

別表第2（第2条関係）

[略]

備考

1 [略]

2 支給認定保護者等が次に掲げる要件を満たす場合において、この表における前年度市町村民税の額は、当該支給認定保護者等を地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦とみなして算定するものとする。

(1) 前年度市町村民税の賦課期日前に婚姻によらないで母となった女子であること。

(2) 婚姻をしたことがないこと。

(3) 婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者がいないこと。

(4) 地方税法第292条第1項第11号イの扶養親族その他その者と生計を一にする親族で政令で定めるものを有する者であること。

3 支給認定保護者等が前項第2号及び第3号に掲げる要件並びに次に掲げる要件を満たす場合において、この表における前年度市町村民税の額は、当該支給認定保護者等を地方税法第292条第1項第12号に規定する寡夫とみなして算定するものとする。

(1) 前年度市町村民税の賦課期日前に婚姻によらないで父となった男子であること。

<p>3 [略]</p> <p>4 [略]</p> <p>5 [略]</p> <p>6 [略]</p> <p>7 [略]</p> <p>8 [略]</p> <p>9 この表及び第5項から前項までの規定にかかわらず、子どもの属する世帯が第5項に該当する世帯の場合の前項第1号ア又はイに掲げる子どもに係る利用者負担額は、0円とする。</p> <p>10 第5項から第8項までの規定により算定された利用者負担額に10円未満の端数があるときの利用者負担額は、<u>第5項から第8項までの規定にかかわらず</u>、当該端数を切り捨てた額とする。</p>	<p>(2) <u>地方税法第292条第1項第12号のその者と生計を一にする親族で政令で定めるものを有する者であること。</u></p> <p>(3) <u>前年度市町村民税の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が500万円以下であること。</u></p> <p>4 [略]</p> <p>5 [略]</p> <p>6 [略]</p> <p>7 [略]</p> <p>8 [略]</p> <p>9 [略]</p> <p>10 この表及び第6項から前項までの規定にかかわらず、子どもの属する世帯が第6項に該当する世帯の場合の前項第1号ア又はイに掲げる子どもに係る利用者負担額は、0円とする。</p> <p>11 第6項から第9項までの規定により算定された利用者負担額に10円未満の端数があるときの利用者負担額は、<u>第6項から第9項までの規定にかかわらず</u>、当該端数を切り捨てた額とする。</p>
---	--

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後のさいたま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に関する利用者負担額を定める条例施行規則の規定は、平成30年9月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後のさいたま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に関する利用者負担額を定める条例施行規則別表第1備考及び別表第2備考の規定は、平成30年9月1日以後に行われる子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項に規定する特定教育・保育、同法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育、同項第3号に規定する特別利用教育、同法第29条第1項に規定する特定地域型保育、同法第30条第1項第2号に規定する特別利用地域型保育、同項第3号に規定する特定利用地域型保育及び同項第4号に規定する特例保育（以下この項において「特定教育・保育等」という。）について適用し、同日前に行われた特定教育・保育等に係る利用者負担額については、なお従前の例による。

さいたま市規則第76号

さいたま市福祉事務所長事務委任規則の一部を改正する規則

さいたま市福祉事務所長事務委任規則（平成15年さいたま市規則第43号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（地方自治法による委任事務）</p> <p>第6条 市長の権限に属する事務のうち、次に掲げる事務を地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第1項の規定により福祉事務所長に委任する。</p> <p>(1)～(49) [略]</p> <p>(50) 生活保護法第77条第1項、<u>第77条の2</u>及び第78条の規定による費用及び徴収金の徴収に関すること。</p> <p>(51) 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）<u>第5条第1項</u>の規定による生活困窮者自立相談支援事業の実施に関すること。</p> <p>(52) 生活困窮者自立支援法<u>第6条第1項</u>の規定による生活困窮者住居確保給付金の支給に関すること。</p> <p>(53) 生活困窮者自立支援法<u>第18条第1項</u>の規定による不正利得の徴収に関すること。</p> <p>(54) 生活困窮者自立支援法<u>第21条第1項</u>の規定による報告並びに物件の提出及び提示の命令並びに質問に関すること。</p> <p>(55) 生活困窮者自立支援法<u>第22条第1項</u>及び第2項の規定による文書の閲覧及び資料の提供並びに報告の求め（生活困窮者住居確保給付金に係るものに限る。）に関すること。</p>	<p>（地方自治法による委任事務）</p> <p>第6条 市長の権限に属する事務のうち、次に掲げる事務を地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第1項の規定により福祉事務所長に委任する。</p> <p>(1)～(49) [略]</p> <p>(50) 生活保護法第77条第1項及び第78条の規定による費用及び徴収金の徴収に関すること。</p> <p>(51) 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）<u>第4条第1項</u>の規定による生活困窮者自立相談支援事業の実施に関すること。</p> <p>(52) 生活困窮者自立支援法<u>第5条第1項</u>の規定による生活困窮者住居確保給付金の支給に関すること。</p> <p>(53) 生活困窮者自立支援法<u>第12条第1項</u>の規定による不正利得の徴収に関すること。</p> <p>(54) 生活困窮者自立支援法<u>第15条第1項</u>の規定による報告並びに物件の提出及び提示の命令並びに質問に関すること。</p> <p>(55) 生活困窮者自立支援法<u>第16条第1項</u>及び第2項の規定による文書の閲覧及び資料の提供並びに報告の求め（生活困窮者住居確保給付金に係るものに限る。）に関すること。</p>

附 則

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

さいたま市規則第77号

さいたま市生活保護法施行細則の一部を改正する規則

さいたま市生活保護法施行細則（平成13年さいたま市規則第81号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(徴収金等支払申出書)</p> <p>第13条 法第78条の2第1項又は第2項の規定による保護金品又は就労自立給付金を法第77条の2第1項の規定による徴収金の納入に充てる旨の申出は、<u>生活保護法第78条の2の規定による保護金品等を徴収金の納入に充てる旨の申出書（生活保護法第77条の2第1項に基づく徴収金の場合）</u>（様式第26号）を福祉事務所に提出することにより行うものとする。</p> <p>2 <u>法第78条の2第1項又は第2項の規定による保護金品又は就労自立給付金を法第78条第1項の規定による徴収金の納入に充てる旨の申出は、生活保護法第78条の2の規定による保護金品等を徴収金の納入に充てる旨の申出書（生活保護法第78条第1項に基づく徴収金の場合）</u>（様式第27号）を福祉事務所に提出することにより行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">(審査請求書)</p> <p>第14条 法に基づく処分についての県知事に対する審査請求は、<u>審査請求書（様式第28号）</u>により行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">(徴収職員)</p> <p>第15条 市長は、<u>法第77条の2及び第78条の規定による徴収金（国税徴収の例により徴収するものに限る。）の滞納処分に関する職務を当該徴収金の徴収に関する事務に従事する職員のうち指定する者に対して委任する。</u></p> <p>2 前項の規定による委任を受けた職員は、徴収金の滞納処分又は滞納処分のための質問、検査若し</p>	<p style="text-align: center;">(徴収金等支払申出書)</p> <p>第13条 法第78条の2第1項又は第2項の規定による保護金品又は就労自立給付金を法第78条の規定による徴収金の納入に充てる旨の申出は、<u>生活保護法第78条の2の規定による保護金品等を徴収金の納入に充てる旨の申出書（様式第26号）</u>を福祉事務所に提出することにより行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">(審査請求書)</p> <p>第14条 法に基づく処分についての県知事に対する審査請求は、<u>審査請求書（様式第27号）</u>により行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">(徴収職員)</p> <p>第15条 市長は、法第78条の規定による徴収金（国税徴収の例により徴収するものに限る。）の滞納処分に関する職務を当該徴収金の徴収に関する事務に従事する職員のうち指定する者に対して委任する。</p> <p>2 前項の規定による委任を受けた職員は、徴収金の滞納処分又は滞納処分のための質問、検査若し</p>

くは搜索を行う場合においては、徴収職員証（様式第29号）を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

様式第27号（第13条関係）

生活保護法第78条の2の規定による保護金品等を徴収金の納入に充てる旨の申出書
(生活保護法第78条第1項に基づく徴収金の場合)

私は、不実の申告など不正な手段により保護を受けた場合は、生活保護法第78条の2に基づき、交付される保護金品等（保護費（金銭給付されるものに限る。）及び就労自立給付金をいう。以下同じ。）の額から、生活保護法第78条第1項に基づく徴収金のうち貴福祉事務所と協議し定める額について、当該保護金品等の交付期日をもって支払に充てる旨を次の内容について確認した上で、申し出ます。

[略]

年 月 日

住所又は居所

氏名 ㊟

さいたま市 福祉事務所長

年 月 日

私は、本申出に基づき、年 月分からの保護金品等から毎月 円を 年 月 日付け費用徴収決定通知による法第78条第1項の規定に基づく徴収金の支払に充てるものとします。

様式第28号（第14条関係）

[略]

様式第29号（第15条関係）

(表)

[略]

(裏)

1 本証は、生活保護法第77条の2第2項（同法第78条第4項において準用する場合を含む。）の規定による滞納処分又は滞納処分のための質問、検査若しくは搜索に関する事務を行う場合には、必ず携帯しなければならない。

2～4 [略]

くは搜索を行う場合においては、徴収職員証（様式第28号）を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

様式第26号（第13条関係）

生活保護法第78条の2の規定による保護金品等を徴収金の納入に充てる旨の申出書

私は、不実の申告など不正な手段により保護を受けた場合は、生活保護法第78条の2に基づき、交付される保護金品等（保護費（金銭給付されるものに限る。）及び就労自立給付金をいう。以下同じ。）の額から、生活保護法第78条に基づく徴収金のうち貴福祉事務所と協議し定める額について、当該保護金品等の交付期日をもって支払に充てる旨を次の内容について確認した上で、申し出ます。

[略]

年 月 日

住所

氏名 ㊟

さいたま市 福祉事務所長

年 月 日

私は、本申出に基づき、年 月分からの保護金品等から毎月 円を 年 月 日付け費用徴収決定通知による法第78条の規定に基づく徴収金の支払に充てるものとします。

様式第27号（第14条関係）

[略]

様式第28号（第15条関係）

(表)

[略]

(裏)

1 本証は、生活保護法第78条第4項の規定による滞納処分又は滞納処分のための質問、検査又は搜索に関する事務を行う場合には、必ず携帯しなければならない。

2～4 [略]

様式第25号の次に次の1様式を加える。

様式第26号（第13条関係）

生活保護法第78条の2の規定による保護金品等を
徴収金の納入に充てる旨の申出書
(生活保護法第77条の2第1項に基づく徴収金の場合)

私は、 年 月分からの保護金品等（保護費（金銭給付されるものに限る。）及び就労自立給付金をいう。以下同じ。）より、毎月 円を 年 月 日付け費用徴収決定通知による生活保護法第77条の2第1項の規定に基づく徴収金の支払に充てることを申し出ます。

なお、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限りにおいて、本申出に基づき、徴収金を全て納付するまで保護金品等から支払に充てるものとします。

年 月 日

住所又は居所

氏名

㊞

さいたま市 福祉事務所長

附 則

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

さいたま市規則第78号

さいたま市生活困窮者自立支援法施行細則の一部を改正する規則

さいたま市生活困窮者自立支援法施行細則（平成27年さいたま市規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前										
<p style="text-align: center;">(生活困窮者就労訓練事業の認定の取消し)</p> <p>第7条 市長は、<u>法第16条第3項</u>の規定により同条第1項の認定を取り消したときは、生活困窮者就労訓練事業認定取消通知書（様式第9号）により取消しに係る認定生活困窮者就労訓練事業を行う者に通知するものとする。</p> <p>様式第3号（第3条関係） （表）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">生活困窮者住居確保給付金申請書（期間（再）延長）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">私の個人情報、住居確保給付金の支給並びに臨時特例つなぎ資金及び総合支援資金の融資を行うために必要となる範囲で、生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号）<u>第4条第2号</u>に規定する都道府県等、公共職業安定所、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて了承します。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">[略]</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">（裏）</p> <p>（注意事項）</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 支給に関して必要な範囲で、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「法」という。）<u>第21条</u>に基づき、報告等を求めることがあります。</p> <p>4 支給決定に必要な範囲で、<u>法第22条第1項</u>に基づき、都道府県等から資産又は収入の状況につ</p>	生活困窮者住居確保給付金申請書（期間（再）延長）	[略]	[略]	私の個人情報、住居確保給付金の支給並びに臨時特例つなぎ資金及び総合支援資金の融資を行うために必要となる範囲で、生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号） <u>第4条第2号</u> に規定する都道府県等、公共職業安定所、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて了承します。	[略]	<p style="text-align: center;">(生活困窮者就労訓練事業の認定の取消し)</p> <p>第7条 市長は、<u>法第10条第3項</u>の規定により同条第1項の認定を取り消したときは、生活困窮者就労訓練事業認定取消通知書（様式第9号）により取消しに係る認定生活困窮者就労訓練事業を行う者に通知するものとする。</p> <p>様式第3号（第3条関係） （表）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">生活困窮者住居確保給付金申請書（期間（再）延長）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">私の個人情報、住居確保給付金の支給並びに臨時特例つなぎ資金及び総合支援資金の融資を行うために必要となる範囲で、生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号）<u>第4条第2項</u>に規定する都道府県等、公共職業安定所、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて了承します。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">[略]</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">（裏）</p> <p>（注意事項）</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 支給に関して必要な範囲で、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「法」という。）<u>第15条</u>に基づき、報告等を求めることがあります。</p> <p>4 支給決定に必要な範囲で、<u>法第16条第1項</u>に基づき、都道府県等から資産又は収入の状況につ</p>	生活困窮者住居確保給付金申請書（期間（再）延長）	[略]	[略]	私の個人情報、住居確保給付金の支給並びに臨時特例つなぎ資金及び総合支援資金の融資を行うために必要となる範囲で、生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号） <u>第4条第2項</u> に規定する都道府県等、公共職業安定所、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて了承します。	[略]
生活困窮者住居確保給付金申請書（期間（再）延長）											
[略]											
[略]											
私の個人情報、住居確保給付金の支給並びに臨時特例つなぎ資金及び総合支援資金の融資を行うために必要となる範囲で、生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号） <u>第4条第2号</u> に規定する都道府県等、公共職業安定所、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて了承します。											
[略]											
生活困窮者住居確保給付金申請書（期間（再）延長）											
[略]											
[略]											
私の個人情報、住居確保給付金の支給並びに臨時特例つなぎ資金及び総合支援資金の融資を行うために必要となる範囲で、生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号） <u>第4条第2項</u> に規定する都道府県等、公共職業安定所、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて了承します。											
[略]											

き、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは離職した事業主その他関係者に対し報告を求めることがあります。

5 支給決定に必要な範囲で、法第22条第2項に基づき、申請者の居住する賃貸住宅の家主等に対し入居状況について報告を求めることがあります。

6・7 [略]

(添付書類)

1・2 [略]

様式第5号(第4条関係)

[略]

生活困窮者就労訓練事業認定通知書

年 月 日付けで申請のあった生活困窮者就労訓練事業の認定の申請について、生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)第16条第2項の規定に基づき、次のとおり認定したので、通知します。

[略]

(備考) [略]

様式第6号(第4条関係)

[略]

生活困窮者就労訓練事業不認定通知書

年 月 日付けで申請のあった生活困窮者就労訓練事業の認定の申請について、生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)第16条第2項の規定に基づく認定を行わないこととしましたので通知します。

[略]

様式第9号(第7条関係)

[略]

生活困窮者就労訓練事業認定取消通知書

年 月 日付けで行った生活困窮者就労訓練事業に係る認定について、生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)第16条第3項の規定により、次のとおり取り消したので通知します。

[略]

き、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは離職した事業主その他関係者に対し報告を求めることがあります。

5 支給決定に必要な範囲で、法第16条第2項に基づき、申請者の居住する賃貸住宅の家主等に対し入居状況について報告を求めることがあります。

6・7 [略]

(添付書類)

1・2 [略]

様式第5号(第4条関係)

[略]

生活困窮者就労訓練事業認定通知書

年 月 日付けで申請のあった生活困窮者就労訓練事業の認定の申請について、生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)第10条第2項の規定に基づき、次のとおり認定したので、通知します。

[略]

(備考) [略]

様式第6号(第4条関係)

[略]

生活困窮者就労訓練事業不認定通知書

年 月 日付けで申請のあった生活困窮者就労訓練事業の認定の申請について、生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)第10条第2項の規定に基づく認定を行わないこととしましたので通知します。

[略]

様式第9号(第7条関係)

[略]

生活困窮者就労訓練事業認定取消通知書

年 月 日付けで行った生活困窮者就労訓練事業に係る認定について、生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)第10条第3項の規定により、次のとおり取り消したので通知します。

[略]

附 則

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

さいたま市規則第79号

さいたま市中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則
さいたま市中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則（平成20年さいたま市規則第57号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(徴収金等支払申出書)</p> <p>第10条 その例によるものとされた生活保護法第78条の2第1項の規定による支援給付金品をその例によるものとされた<u>生活保護法第77条の2第1項</u>の規定による徴収金の納入に充てる旨の申出は、<u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項</u>においてその例によるものとされた生活保護法第78条の2の規定による支援給付金品を徴収金の納入に充てる旨の申出書（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第77条の2第1項に基づく徴収金の場合）（様式第22号）を福祉事務所長に提出することにより行うものとする。</p> <p>2 <u>その例によるものとされた生活保護法第78条の2第1項の規定による支援給付金品をその例によるものとされた生活保護法第78条第1項の規定による徴収金の納入に充てる旨の申出は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第78条の2の規定による支援給付金品を徴収金の納入に充てる旨の申出書（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立</u></p>	<p style="text-align: center;">(徴収金等支払申出書)</p> <p>第10条 その例によるものとされた生活保護法第78条の2第1項の規定による支援給付金品をその例によるものとされた<u>同法第78条</u>の規定による徴収金の納入に充てる旨の申出は、<u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項</u>においてその例によるものとされた生活保護法第78条の2の規定による支援給付金品を徴収金の納入に充てる旨の申出書（様式第22号）を福祉事務所長に提出することにより行うものとする。</p>

の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第78条第1項に基づく徴収金の場合）（様式第23号）を福祉事務所に提出することにより行うものとする。

（配偶者支援金の支給の決定）

第11条 福祉事務所長は、その例によるものとされた生活保護法第24条から第26条までの規定による配偶者支援金の支給の開始、却下、変更、停止又は廃止の決定をしたときは、申請者又は法第2条第3項に規定する特定配偶者に対して、配偶者支援金決定（変更）通知書（様式第24号）により通知しなければならない。

（審査請求書）

第12条 法及びその例によるものとされた生活保護法に基づく処分についての埼玉県知事に対する審査請求は、審査請求書（様式第25号）により行うものとする。

（徴収職員）

第13条 市長は、その例によるものとされた生活保護法第77条の2及び第78条の規定による徴収金（国税徴収の例により徴収するものに限る。）の滞納処分に関する職務を当該徴収金の徴収に関する事務に従事する職員のうち指定する者に対して委任する。

2 前項の規定による委任を受けた職員は、徴収金の滞納処分又は滞納処分のための質問、検査若しくは捜索を行う場合においては、徴収職員証（様式第26号）を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

様式第23号（第10条関係）

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第78条の2の規定による支援給付金品を徴収金の納入に充てる旨の申出書

（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第78条第1項に基づく徴収金の場合）

私は、不実の申告など不正な手段により支援給付の支給を受けた場合は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（以下「法」と

（配偶者支援金の支給の決定）

第11条 福祉事務所長は、その例によるものとされた生活保護法第24条から第26条までの規定による配偶者支援金の支給の開始、却下、変更、停止又は廃止の決定をしたときは、申請者又は法第2条第3項に規定する特定配偶者に対して、配偶者支援金決定（変更）通知書（様式第23号）により通知しなければならない。

（審査請求書）

第12条 法及びその例によるものとされた生活保護法に基づく処分についての埼玉県知事に対する審査請求は、審査請求書（様式第24号）により行うものとする。

（徴収職員）

第13条 市長は、その例によるものとされた生活保護法第78条の規定による徴収金（国税徴収の例により徴収するものに限る。）の滞納処分に関する職務を当該徴収金の徴収に関する事務に従事する職員のうち指定する者に対して委任する。

2 前項の規定による委任を受けた職員は、徴収金の滞納処分又は滞納処分のための質問、検査若しくは捜索を行う場合においては、徴収職員証（様式第25号）を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

様式第22号（第10条関係）

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第78条の2の規定による支援給付金品を徴収金の納入に充てる旨の申出書

私は、不実の申告など不正な手段により支援給付の支給を受けた場合は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（以下「法」と

いう。)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第78条の2に基づき、交付される支援給付金品(支援給付費(金銭給付されるものに限る。))をいう。以下同じ。)の額から、法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第78条第1項に基づく徴収金のうち貴支援給付の実施機関と協議し定める額について、当該支援給付金品の交付期日をもって支払に充てる旨を次の内容について確認した上で、申し出ます。

[略]

年 月 日

住所又は居所

氏名

㊟

さいたま市 福祉事務所長

年 月 日

私は、本申出に基づき、年 月分からの支援給付金品から毎月 円を 年 月 日付け費用徴収決定通知による法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第78条第1項の規定に基づく徴収金の支払に充てるものとします。

様式第24号(第11条関係)

[略]

様式第25号(第12条関係)

[略]

様式第26号(第13条関係)

(表)

[略]

(裏)

1 本証は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第77条の2第2項(同法第78条第4項において準用する場合を含む。)の規定による滞納処分又は滞納処分のための質問、検査若しくは捜索に関する事務を行う場合には、必ず携帯しなければならない。

2～4 [略]

いう。)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第78条の2に基づき、交付される支援給付金品(支援給付費(金銭給付されるものに限る。))をいう。以下同じ。)の額から、法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第78条に基づく徴収金のうち貴支援給付の実施機関と協議し定める額について、当該支援給付金品の交付期日をもって支払に充てる旨を次の内容について確認した上で、申し出ます。

[略]

年 月 日

住所

氏名

㊟

さいたま市 福祉事務所長

年 月 日

私は、本申出に基づき、年 月分からの支援給付金品から毎月 円を 年 月 日付け費用徴収決定通知による法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第78条の規定に基づく徴収金の支払に充てるものとします。

様式第23号(第11条関係)

[略]

様式第24号(第12条関係)

[略]

様式第25号(第13条関係)

(表)

[略]

(裏)

1 本証は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第78条第4項の規定による滞納処分又は滞納処分のための質問、検査又は捜索に関する事務を行う場合には、必ず携帯しなければならない。

2～4 [略]

様式第21号の次に次の1様式を加える。

様式第22号（第10条関係）

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第78条の2の規定による支援給付金品を徴収金の納入に充てる旨の申出書

（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第77条の2第1項に基づく徴収金の場合）

私は、
年 月分からの支援給付金品（支援給付費（金銭給付されるものに限る。）をいう。以下同じ。）より、毎月 円を 年 月 日付け費用徴収決定通知による中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第77条の2第1項の規定に基づく徴収金の支払に充てることを申し出ます。

なお、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限りにおいて、本申出に基づき、徴収金を全て納付するまで支援給付金品から支払に充てるものとします。

年 月 日

住所又は居所

氏名

㊟

さいたま市 福祉事務所長

附 則

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

さいたま市規則第80号

さいたま市保健所長事務委任規則の一部を改正する規則

さいたま市保健所長事務委任規則（平成14年さいたま市規則第50号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(医療法等に関する委任事務)	(医療法等に関する委任事務)
第12条 医療法（昭和23年法律第205号。以下この条において「法」という。） <u>、医療法施行令（昭和23年政令第326号。以下この条において「令」という。）及び医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下この条において「省令」という。）</u> に関する事務のうち、保健所長に委任する事務は次のとおりとする。	第12条 医療法（昭和23年法律第205号。以下この条において「法」という。） <u>及び医療法施行令（昭和23年政令第326号。以下この条において「令」という。）</u> に関する事務のうち、保健所長に委任する事務は次のとおりとする。
(1)～(14) [略]	(1)～(14) [略]
(15) [略]	(15) <u>法第16条ただし書の規定による病院の医師の宿直の免除の許可に関すること。</u>
(16) [略]	(16) [略]
(17) [略]	(17) [略]
(18) <u>法第24条の2第1項の規定による命令に関すること。</u>	(18) [略]
(19) <u>法第24条の2第2項の規定による業務の停止の命令に関すること。</u>	(19) [略]
(20) [略]	(20) [略]
(21) [略]	(21) [略]
(22) [略]	(22) [略]
(23) [略]	(23) [略]
(24) [略]	(24) [略]
(25) [略]	(25) [略]
(26) [略]	(26) [略]
(27) [略]	(27) [略]
(28) [略]	(28) [略]
(29) [略]	(29) [略]
(30) [略]	(30) [略]
(31) [略]	(30) [略]

<u>(32)</u> [略]	<u>(31)</u> [略]
<u>(33)</u> [略]	<u>(32)</u> [略]
<u>(34)</u> [略]	<u>(33)</u> [略]
<u>(35)</u> [略]	<u>(34)</u> [略]
<u>(36)</u> <u>省令第9条の15の2の規定による確認に関すること。</u>	
<u>(37)</u> [略]	<u>(35)</u> [略]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

さいたま市規則第 8 1 号

さいたま市医療法施行細則の一部を改正する規則

さいたま市医療法施行細則（平成 1 4 年さいたま市規則第 5 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(申請書等の様式) 第 2 条 次の各号に掲げる申請等は、当該各号に定める様式により行うものとする。 (1)～(15) [略] <u>(16) 病院医師の宿直免除の申請 病院医師宿直免除申請書（様式第 1 7 号）</u> (17)～(43) [略]	(申請書等の様式) 第 2 条 次の各号に掲げる申請等は、当該各号に定める様式により行うものとする。 (1)～(15) [略] <u>(16) 宿直医師配置の免除許可の申請 宿直医師配置免除許可申請書（様式第 1 7 号）</u> (17)～(43) [略]

様式第 1 6 号及び様式第 1 7 号を次のように改める。

2箇所以上管理許可申請書

年 月 日

（宛先）さいたま市保健所長

開設者 住 所
 氏 名 ㊟
 （法人にあつては、主たる事務所の
 所在地、名称及び代表者の氏名）
 電話番号

他の病院、診療所又は助産所を管理したいので、医療法第12条第2項の規定により、次のとおり申請します。

1 管理しようとする医師（歯科医師、助産師）			
氏 名			
住 所			
管 理 者 の 勤 務 予 定 (曜日・時間)	現に管理している 病院（診療所、助 産所）		
	新たに管理させよ うとする病院（診 療所、助産所）		
2 現に管理している病院（診療所、助産所）			
名 称			
開 設 の 場 所	電話番号		
開 設 者 の 氏 名			
診 療 科 名			
患者入院（入所）定員			
従 業 者 定 員			
診 療 日		診療時間	

3 新たに管理させようとする病院（診療所、助産所）			
名	称		
開設の場所		電話番号	
開設者の氏名			
診療科名			
患者入院（入所）定員			
従業者定員			
診療日		診療時間	
4 2箇所以上管理する理由			
5 管理する病院（診療所、助産所）相互間の距離及び移動に要する時間			
管理する病院（診療所、助産所）相互間の距離		管理する病院（診療所、助産所）の移動に要する時間	
6 管理開始予定年月日	年 月 日		
7 複数の医療機関の管理が可能である要件			
<input type="checkbox"/> 医師が不足している地域内に開設する診療所を管理しようとする場合 <input type="checkbox"/> 介護老人保健施設、介護医療院、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム又は社会福祉施設に開設する診療所を管理しようとする場合 <input type="checkbox"/> 事業所等に従業員等を対象として開設される診療所を管理しようとする場合 <input type="checkbox"/> 地域における休日又は夜間の医療法第30条の3第1項に規定する医療提供体制の確保のために開設される診療所を管理しようとする場合 <input type="checkbox"/> 病院又は診療所を管理する医師が、医師が不足している地域に準ずる地域内に開設する診療所を管理しようとする場合であって、保健所長が適当と認めた場合 <input type="checkbox"/> その他保健所長が適当と認めた場合			

病院医師宿直免除申請書

年 月 日

（宛先）さいたま市保健所長

管理者 住所
氏名

印

医療法施行規則第9条の15の2の規定により、病院に医師を宿直させないことについて、次のとおり申請します。

病 院 の 名 称							
開 設 の 場 所							
電 話 番 号							
診 療 科 目							
病 床 数		一般	療養	精神	結核	感染症	合計
		床	床	床	床	床	床
病院に医師を宿直させない理由							
医師が速やかに診療を行える体制の確保状況について	連絡体制						
	連絡を受ける医師の場所						
	医師が適切な診療が行える状態の確保の有無	有		・		無	

（注）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

さいたま市規則第 8 2 号

さいたま市公舎貸与規則の一部を改正する規則

さいたま市公舎貸与規則（平成 1 3 年さいたま市規則第 2 5 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表（第 5 条関係）			別表（第 5 条関係）		
名称	所在地	使用料（月額）	名称	所在地	使用料（月額）
仲町 3 丁目公舎	[略]	<u>47, 005 円</u>	仲町 3 丁目公舎	[略]	37, 830 円

附 則

この規則は、平成 3 0 年 1 1 月 1 日から施行する。

さいたま市規則第 8 3 号

さいたま市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則（平成 1 3 年さいたま市規則第 1 2 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(所得の額の計算方法)	(所得の額の計算方法)
<p>第 1 2 条 条例第 4 条第 1 項に規定する所得の額は、その年の 4 月 1 日の属する年度（以下「当該年度」という。）分の道府県民税に係る地方税法第 3 2 条第 1 項に規定する総所得金額（母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等に係るものを除く。）、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第 3 3 条の 3 第 1 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第 3 4 条第 1 項に規定する長期譲渡所得の金額（<u>租税特別措置法（昭和 3 2 年法律第 2 6 号）第 3 3 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 3 4 条第 1 項、第 3 4 条の 2 第 1 項、第 3 4 条の 3 第 1 項、第 3 5 条第 1 項、第 3 5 条の 2 第 1 項又は第 3 6 条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第 3 1 条第 1 項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額</u>）、<u>地方税法附則第 3 5 条第 1 項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第 3 3 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 3 4 条第 1 項、第 3 4 条の 2 第 1 項、第 3 4 条の 3 第 1 項、第 3 5 条第 1 項又は第 3 6 条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第 3 2 条第 1 項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額</u>）、<u>地方税法附則第 3 5 条の 4 第 1 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和 3 7 年法律第 1 4 4 号）第 8 条第 2 項（同法第 1 2 条第 5 項及び第 1 6 条第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額、同法第 8 条第 4 項（同法第 1 2 条第 6 項及び第 1 6 条第 3 項において準用する場合を含む。）に規定する特</u></p>	<p>第 1 2 条 条例第 4 条第 1 項に規定する所得の額は、その年の 4 月 1 日の属する年度（以下「当該年度」という。）分の道府県民税に係る地方税法第 3 2 条第 1 項に規定する総所得金額（母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等に係るものを除く。）、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第 3 3 条の 3 第 1 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第 3 4 条第 1 項に規定する長期譲渡所得の金額、<u>同法附則第 3 5 条第 1 項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第 3 5 条の 4 第 1 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和 4 4 年法律第 4 6 号）第 3 条の 2 の 2 第 4 項に規定する条約適用利子等の額、同条第 6 項に規定する条約適用配当等の額並びに養育費所得の金額の 1 0 0 分の 8 0 に相当する金額（1 円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）の合計額から 8 万円を控除した金額とする。</u></p>

例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2の2第4項に規定する条約適用利子等の額、同条第6項に規定する条約適用配当等の額並びに養育費所得の金額の100分の80に相当する金額（1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）の合計額から8万円を控除した金額とする。

2 次の各号に掲げる者については、当該各号に定める額を前項の規定によって計算した額からそれぞれ控除するものとする。

(1)・(2) [略]

(3) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第8号に規定する控除を受けた者（同法第23条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する所得割（同項第2号に規定する所得割をいう。以下この号において同じ。）の納税義務者（同項第13号に規定する合計所得金額が125万円を超える者に限る。以下この号において同じ。）及び同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する所得割の納税義務者を含む。）（母及び父を除く。）270,000円（当該控除を受けた者が同法第34条第3項に規定する寡婦（同法第23条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同法第34条第3項に該当する者を含む。）である場合には、350,000円）

(4)・(5) [略]

2 次の各号に掲げる者については、当該各号に定める額を前項の規定によって計算した額からそれぞれ控除するものとする。

(1)・(2) [略]

(3) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第8号に規定する控除を受けた者（母及び父を除く。）270,000円（当該控除を受けた者が同条第3項に規定する寡婦である場合には、350,000円）

(4)・(5) [略]

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後のさいたま市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則第12条の規定は、平成30年8月1日から適用す

る。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後のさいたま市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則第12条の規定は、平成30年8月以後の申請に係る所得の額の計算について適用し、同年7月以前の申請に係る所得の額の計算については、なお従前の例による。

さいたま市規則第84号

さいたま市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市国民健康保険条例施行規則（平成13年さいたま市規則第129号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章～第3章 [略]</p> <p>第4章 保険給付（第11条—<u>第44条</u>）</p> <p>第5章 特定健康診査及び特定保健指導（<u>第45条・第46条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（限度額適用等認定の申請）</p> <p>第15条 省令第26条の3第1項、第27条の14の2第1項、<u>第27条の14の4第1項及び第27条の14の5第1項</u>の規定により提出する申請書は、国民健康保険（限度額適用、標準負担額減額、限度額適用・標準負担額減額）認定申請書（様式第13号）によるものとする。</p> <p>（国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証を保険医療機関に提出しなかった場合の差額支給申請書）</p> <p>第17条の2 <u>省令第27条の14の5第6項</u>の規定により提出する申請書及び国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証を保険医療機関に提出しなかったために国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の4第1項第2号イ若しくはロ又は第3号イ、ロ、ハ若しくはニに掲げる額を支払った場合における同項第2号ハ若しくはニ又は第3号ホを超える額の支給申請は、国民健康保険限度額適用・標準負担額差額支給申請書（様式第15号の2）によるものとする。</p> <p><u>（年間外来高額療養費支給申請書の様式）</u></p> <p>第37条 省令第27条の17の2第1項の規定に</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第3章 [略]</p> <p>第4章 保険給付（第11条—<u>第42条</u>）</p> <p>第5章 特定健康診査及び特定保健指導（<u>第43条・第44条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（限度額適用等認定の申請）</p> <p>第15条 省令第26条の3第1項、第27条の14の2第1項及び<u>第27条の14の4第1項</u>の規定により提出する申請書は、国民健康保険（限度額適用、標準負担額減額、限度額適用・標準負担額減額）認定申請書（様式第13号）によるものとする。</p> <p>（国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証を保険医療機関に提出しなかった場合の差額支給申請書）</p> <p>第17条の2 <u>省令第27条の14の4第6項</u>の規定により提出する申請書及び国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証を保険医療機関に提出しなかったために国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の4第1項第2号イ若しくはロ又は第3号イ若しくはロに掲げる額を支払った場合における同項第2号ハ若しくはニ又は第3号ハを超える額の支給申請は、国民健康保険限度額適用・標準負担額差額支給申請書（様式第15号の2）によるものとする。</p>

より提出する年間の外来高額療養費の支給申請書は、年間外来高額療養費等支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書（様式第42号）によるものとする。

（年間外来高額療養費の支給決定の通知）

第38条 市長は、年間の外来高額療養費の支給の可否を決定したときは、速やかに年間外来高額療養費支給（不支給）決定通知書（様式第43号）により当該申請者に通知するものとする。

第39条 [略]

第40条 [略]

第41条 [略]

第42条 [略]

第43条 [略]

第44条 [略]

第45条 [略]

第46条 [略]

様式第44号（第39条関係）
[略]

様式第45号（第40条関係）
[略]

様式第46号（第41条関係）
[略]

様式第47号（第42条関係）
[略]

様式第48号（第43条関係）
[略]

様式第49号（第44条関係）
[略]

様式第50号（第45条関係）
[略]

第37条 [略]

第38条 [略]

第39条 [略]

第40条 [略]

第41条 [略]

第42条 [略]

第43条 [略]

第44条 [略]

様式第42号（第37条関係）
[略]

様式第43号（第38条関係）
[略]

様式第44号（第39条関係）
[略]

様式第45号（第40条関係）
[略]

様式第46号（第41条関係）
[略]

様式第47号（第42条関係）
[略]

様式第48号（第43条関係）
[略]

様式第51号（第45条関係）
[略]

様式第52号（第46条関係）
[略]

様式第49号（第43条関係）
[略]

様式第50号（第44条関係）
[略]

様式第41号の次に次の2様式を加える。

年 月 日

様

さいたま市長



年間外来高額療養費支給（不支給）決定通知書

先に申請のありました年間外来高額療養費については、次のとおり決定しましたので通知します。

記号番号			
決定年月日		支払年月日	
支給金額			
不支給の理由			

振 込 先 口 座	
金融機関	
口座種別	
口座番号	
口座名義人	

(教示)

- この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に埼玉県国民健康保険審査会に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- この処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内にさいたま市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、6箇月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。
- この処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求の裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当する場合には、審査請求の裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - 審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - 前2号に掲げるもののほか、裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

国民健康保険 高額療養費（外来年間合算）支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書

（保険者等記入欄） 支給申請書整理番号

申請対象年度	年度	計算期間の始期及び終期	年 月 日 から	年 月 日 まで		枚中		枚目
--------	----	-------------	----------	----------	--	----	--	----

フリガナ											保険者加入歴	保険者名	加入期間	添付の自己負担額証明書整理番号	
申請者氏名												1	年 月 日 から 年 月 日 まで		
生年月日	年 月 日 生	性別										2	年 月 日 から 年 月 日 まで		
記号・番号	個人番号											3	年 月 日 から 年 月 日 まで		
加入期間	年 月 日 から 年 月 日 まで										計算期間の末日において加入する医療保険者の名称				
支給方法	振込口座 記入欄	銀行 信用金庫 信用組合	金融機関コード								本店 支店 出張所	店舗コード	種目	口座番号	フリガナ
1. 窓口払い 2. 口座振込					1. 普通預金 2. 当座預金 9. その他				口座名義人						

フリガナ											保険者加入歴	保険者名	加入期間	添付の自己負担額証明書整理番号
世帯員氏名												1	年 月 日 から 年 月 日 まで	
記号・番号	個人番号												2	年 月 日 から 年 月 日 まで
生年月日	年 月 日 生	性別									3	年 月 日 から 年 月 日 まで		
加入期間	年 月 日 から 年 月 日 まで													

フリガナ											保険者加入歴	保険者名	加入期間	添付の自己負担額証明書整理番号
世帯員氏名												1	年 月 日 から 年 月 日 まで	
記号・番号	個人番号												2	年 月 日 から 年 月 日 まで
生年月日	年 月 日 生	性別									3	年 月 日 から 年 月 日 まで		
加入期間	年 月 日 から 年 月 日 まで													

備考

申請年月日 年 月 日

殿
 郵便番号
住所

① 外来年間合算の支給を申請します。
 ② 自己負担額証明書の交付を申請します。
 ※自己負担額証明書の交付申請を行う場合、①・②のいずれも丸で囲んでください。
 外来年間合算の支給申請のみを行う場合、①のみを丸で囲んでください。

申請者氏名
 電話番号

印

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のさいたま市国民健康保険条例施行規則の規定により作成されている様式については、当分の間、使用することができる。

さいたま市規則第 85 号

さいたま市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

さいたま市建築基準法施行細則の一部を改正する規則（平成 13 年さいたま市規則第 215 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(指定を受けた私道の変更又は廃止の特例)</p> <p>第 13 条の 2 次に掲げる事業又は行為の区域内の私道であって、当該事業又は行為の工事が着手された部分に存する指定を受けた私道の変更又は廃止については、<u>法第 43 条第 1 項の規定及び同条第 3 項の規定に基づく条例の規定</u>に抵触する敷地を生じる場合を除き、当該工事の着手をもって当該私道の全部又は一部について前条第 1 項による申請がなされたものとみなすことができる。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p style="text-align: center;">(申請書等の提出)</p> <p>第 28 条 法、令、省令及びこの規則の規定により、市長に提出する申請書、届出書又は報告書（以下「申請書等」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める課に提出するものとする。</p> <p>(1) 法第 7 条の 6 第 1 項第 1 号（法第 87 条の 2 又は第 88 条第 1 項若しくは第 2 項において準用する場合を含む。）及び法第 18 条第 24 項第 1 号（法第 87 条の 2 又は第 88 条第 1 項若しくは第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による仮使用の認定、法第 42 条第 1 項第 5 号に規定する道路の位置の指定、指定を受けた私道の変更及び廃止、<u>法第 43 条第 2 項第 1 号に規定する認定、同項第 2 号に規定する許可、法第 85 条第 5 項及び第 6 項に規定する仮設興行場等の許可並びに第 26 条の 2 第 2 項に規定する写しの交付に係る申請書等</u> 当該申請書等に係る建築物等又は指定道路の敷地が存す</p>	<p style="text-align: center;">(指定を受けた私道の変更又は廃止の特例)</p> <p>第 13 条の 2 次に掲げる事業又は行為の区域内の私道であって、当該事業又は行為の工事が着手された部分に存する指定を受けた私道の変更又は廃止については、法第 43 条第 1 項の規定に抵触する敷地を生じる場合を除き、当該工事の着手をもって当該私道の全部又は一部について前条第 1 項による申請がなされたものとみなすことができる。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p style="text-align: center;">(申請書等の提出)</p> <p>第 28 条 法、令、省令及びこの規則の規定により、市長に提出する申請書、届出書又は報告書（以下「申請書等」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める課に提出するものとする。</p> <p>(1) 法第 7 条の 6 第 1 項第 1 号（法第 87 条の 2 又は第 88 条第 1 項若しくは第 2 項において準用する場合を含む。）及び法第 18 条第 24 項第 1 号（法第 87 条の 2 又は第 88 条第 1 項若しくは第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による仮使用の認定、法第 42 条第 1 項第 5 号に規定する道路の位置の指定、指定を受けた私道の変更及び廃止、<u>法第 43 条第 1 項に規定する許可、法第 85 条第 5 項に規定する仮設建築物の許可並びに第 26 条の 2 第 2 項に規定する写しの交付に係る申請書等</u> 当該申請書等に係る建築物等又は指定道路の敷地が存する区域を所管する建設事務所建築指導課</p>

る区域を所管する建設事務所建築指導課 (2)・(3) [略] 2 [略]	(2)・(3) [略] 2 [略]
--	----------------------

様式第13号を次のように改める。

様式第13号（第12条関係）

道路位置指定申請図（指定・変更・廃止）

縮尺	付近見取図	
	地籍図	
	構造図	
	公図の写し	


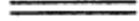




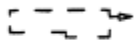

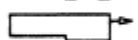

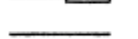
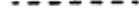


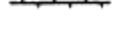

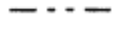

※道路の位置の指定・変更・廃止台帳			
告示年月日	年 月	指定年月	年 月 日
告示番号	さいたま市告示	番 号	第 号

申請に係る道路の土地			
申請に係る道路の概要	面積 幅員 m 延長 m うち、 転回広場の面積 (m ²)	利用 地総 面積	m ²

申請者住所・氏名	印
代理人住所・氏名	印
図面作成者住所・氏名	印

承 諾 書						この図面のとおり道路の位置の指定(変更・廃止)を受けることを承諾します。					
地番	権利等別	地目	地積(m ²)	関係権利者及び管理者の 住所・氏名・承諾印		承諾年月日					
					印						
					印						
					印						
					印						
					印						
					印						
					印						
備 考											

(凡 例)

方 位		既 存 道 路	
主 要 出 入 口		申 請 する 道 路 の 位 置 (自動車転回広場を含 む。)	
井 戸		指 定 され た 道 路 の 位 置 及 び 建 築 線 (指定年月日及 び 番 号 を 記 入 の 事 項。)	
予 定 建 築 物 (用途記入のこと。)		廃 止 され る 道 路 の 位 置	
既 存 建 築 物 (用途記入のこと。)		予 定 する 道 路 の 位 置	
敷 地 界		擁 壁	
地 番 界		高 圧 線	
市 町 村 界		が 水 路 及 び 土 揚 敷	
都 市 計 画 路 線			

- 注
- 承諾書の「権利等別」欄には、申請に係る道路の土地の所有者及びその土地又はその土地の建築物若しくは工作物について該当する権利並びに指定を受けようとする道を建築基準法施行令第144条の4第1項及び第2項に規定する基準に適合するように管理する者の別をそれぞれ記入すること。
 - 付近見取図、地籍図、道路構造図、自動車転回広場の構造図、公図の写し及び土地に高低差がある場合はその断面図を記入すること。
 - 申請に係る道路の幅員及び延長の単位はメートル、面積は平方メートルとすること。また、表示する数値は小数点以下2位までとする。
 - 地籍図中に地番を記入すること。
 - 道路及び自動車転回広場の構造図には、側溝及び路面の構造を記入すること。
 - 付近見取図と地籍図の方位は、一致させること。
 - 隣接境界又は測量の基点から申請に係る道路までの距離を記入すること。
 - ※欄には、記入しないこと。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。